

一般社団法人蔵王町観光物産協会 シンボルマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人蔵王町観光物産協会シンボルマーク（シンボルマークとロゴの一体型）及びロゴ単体（以下「シンボルマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 シンボルマーク等は、蔵王町固有の財産である蔵王高原の清冽な自然環境を生かした地域振興を推進するため、観光まちづくり事業や多彩な食材を活用した食分野の事業、町民のおもてなし意識高揚を図るための事業などにおける統一イメージ形成のための共通標識として使用することを目的とする。

(使用媒体)

第3条 シンボルマーク等は、シンボルマークとロゴ一体型での使用のほか、ロゴのみ単体で次の媒体に使用することができる。

- (1) 名刺、ポスター、封筒、パンフレット、シール、ステッカー等の印刷物
- (2) のぼり旗、タペストリーなど各種キャンペーン・イベント等で使用する資材
- (3) 紙袋やバッグ、布製商品、商品のパッケージなど
- (4) その他シンボルマーク等の掲出が可能なもの

(使用手続)

第4条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、事前に一般社団法人蔵王町観光物産協会事務局（蔵王町観光案内所）に使用申請書（様式第1号）を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、蔵王町が使用する場合および一般社団法人蔵王町観光物産協会長が特に認めたものについては申請の必要はない。

(使用の許可)

第5条 使用申請書の提出があった時は、一般社団法人蔵王町観光物産協会長は書類を審査し、使用を許可するものについては、使用申請書の下欄に押印のうえ申請者に交付するものとする。

(申請内容の変更)

第6条 使用許可を受けた後で申請内容と異なる使用をしようとする者は、事前に一般社団法人蔵王町観光物産協会シンボルマーク変更申請書（様式第2号）を一般社団法人蔵王町観光物産協会事務局に提出しなければならない。

2 変更申請書の提出があった時は、一般社団法人蔵王町観光物産協会長は書類を審査し、申請内容の変更を許可するものについては、変更申請書の下欄に押印のうえ変更申請者に交付するものとする。

(使用権限)

第7条 第5条の規定により許可を受けた者および第6条の規定により申請内容変更の許可を受けた者は、無償でシンボルマーク等の使用ができるものとする。

(使用者の責務)

第8条 シンボルマーク等を使用する場合は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマーク等の使用を許可された者は、他人にその使用权を譲渡することができない。

(2) シンボルマーク等は、原画を忠実に掲出することとし、その図柄を変形したり、飾りを付けたり、または文字色や字体などを変えたりしてはならない。

(事故、苦情等の処理)

第9条 シンボルマーク等を使用した媒体等に関する事故、苦情等(以下「事故等」という。)が発生した場合は、シンボルマーク等の使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故等について、一般社団法人蔵王町観光物産協会はその責を負わないものとする。

(使用許可の取消)

第10条 一般社団法人蔵王町観光物産協会長は、シンボルマーク等の使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、使用を取り消し、公表することができる。

(1) シンボルマーク等を不正に使用したとき

(2) シンボルマーク等を使用者固有のものと誤解を与えるような使用をしたとき

(3) 信用を損なう行為等により、一般社団法人蔵王町観光物産協会またはシンボルマーク等のイメージを失墜させたとき

(4) 第8条に規定する使用者の責務に反したとき

(5) 第9条の規定による事故等の発生に際し必要な措置を講じなかったとき

(6) その他一般社団法人蔵王町観光物産協会の事業目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により使用が取り消された場合において、許可を取り消された者は、この取消によって直接または間接に生じた損失を一般社団法人蔵王町観光物産協会に請求することはできないものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、一般社団法人蔵王町観光物産協会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(様式第1号)

一般社団法人蔵王町観光物産協会 シンボルマーク使用申請書

平成 年 月 日

一般社団法人蔵王町観光物産協会長 殿

一般社団法人蔵王町観光物産協会シンボルマークを使用したいので、一般社団法人蔵王町観光物産協会シンボルマーク使用規程第4条の規定により申請します。

1 申請者	(1) 住所 (2) 名称 (3) 代表者 (4) 担当者名 連絡先 TEL FAX e-mail :	
2 使用目的		
3 使用方法	A マーク・ロゴ 一体型 ----- B ロゴのみ	※使用方法を具体的に記入。図などの添付も可。
4 使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	

使用許可書

一般社団法人蔵王町観光物産協会シンボルマーク使用規程第5条の規定により、上記申請のとおりシンボルマークの使用を許可します。

なお、使用に当たっては下記事項をお守りください。

記

- 1 申請内容に変更が生じる場合は、事前に変更申請を行うこと。
- 2 不正な使用が認められた場合等は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

一般社団法人蔵王町観光物産協会 会長 門脇次男

(様式第2号)

一般社団法人蔵王町観光物産協会 シンボルマーク変更申請書

平成 年 月 日

一般社団法人蔵王町観光物産協会長 殿

一般社団法人蔵王町観光物産協会シンボルマークの使用にあたり、次のとおり変更したいので、一般社団法人蔵王町観光物産協会シンボルマーク使用規程第6条の規定により申請します。

1 申請者	(1) 住所 (2) 名称 (3) 代表者 (4) 担当者名 連絡先 TEL FAX e-mail :
2 変更事項	☐ 申請者 ☐ 使用目的 ☐ 使用方法 ☐ 使用期間 ☐ その他 ※該当する事項にレ点を付ける。
3 変更内容	(変更前) (変更後)

変 更 許 可 書

一般社団法人蔵王町観光物産協会シンボルマーク使用規程第6条の規定により、上記変更申請のとおりシンボルマークの使用を許可します。
なお、使用に当たっては下記事項をお守りください。

記

- 1 申請内容に変更が生じる場合は、事前に変更申請を行うこと。
- 2 不正な使用が認められた場合等は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

一般社団法人蔵王町観光物産協会 会長 門脇次男